

社会保険にまつわる相談をQ&A形式でお伝えします。

今回は自動車事故と健康保険についてです。



事務担当者

Q

私は自動車運転中に事故に遭い、けがをして現在休職中です。ちなみに私は被害者ですが、相手の保険会社からとりあえず健康保険で治療を受けるよう言われて健康保険で治療を受けています。本来、加害者がいる場合、治療費など加害者が支払うべきだと思いますが、私が健康保険で治療を受けた場合、保険者に対して報告しなければならないことなどがあれば教えてください。

A

交通事故、けんか、他人の飼い犬に噛まれたときなど第三者によって起こったけがや病気でも健康保険を使って受診できます。

ただし、その際には、すみやかに「第三者行為による傷病届」を提出することになります。

第三者による傷病届の添付書類は以下のとおりとなっております。

- 1) 交通事故証明書 2) 事故発生状況報告書 3) 損害賠償金納付確約書・念書(相手側が署名拒否した場合は余白にその旨記載する) 4) 示談が成立している場合示談書のコピー 5) 負傷原因届 6) 念書 7) 同意書




城間先生

相手方がいる交通事故等(第三者行為)が原因でけがや病気をしたときは、被害者は加害者に対し損害賠償を請求できますが、被害者がそのけが、病気について健康保険の給付を受けた場合は、もともと加害者が支払うべきものを健康保険が負担したことになります。

そのため、保険給付に要した費用を加害者または自動車保険の会社に請求して取り戻します。

※示談交渉は慎重に行うよう注意が必要です。示談をする前に事前に協会けんぽに相談してください。

その他社会保険にまつわるご質問はお気軽に下記まで! 

社会保険労務士が、社会保険の分からないことについてお答えします。

◇社会保険の制度や事務手続きの疑問点について電話相談を行います。

5月: 12日(金)・19日(金)・26日(金)

6月: 2日(金)・9日(金)・16日(金)・23日(金)・30日(金)

毎週金曜日
各午後1時から
午後5時まで

担当 特定社会保険労務士 城間 洋子氏

◇電話番号 沖縄県社会保険協会 ☎098-861-2681

無料電話相談 

